

2020年6月24日

株主 各位

第一生命ホールディングス株式会社

当社第10期定時株主総会事前質問に対する回答

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第10期定時株主総会の開催に先立ち、当社ウェブサイトにていただきましたご質問につきまして、下記のとおり回答申し上げます。

記

	質問概要	回答内容
1	契約者貸付利率について	<p>契約者貸付とは、ご契約後に一時的に資金が必要となった場合、ご契約者さまに対して解約返還金の所定の範囲内で資金の貸付を行う制度です。これにより、ご契約を解約することなく、解約返還金を有効に活用することが可能で、ご契約自体も継続することができます。</p> <p>貸付の元となる解約返還金には、ご契約時に約定した利回りで利息を付与させていただいております。そのため、お約束した利回りを下回る利率での貸付は難しいことをご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に関する特別取扱として、2020年3月16日から6月30日までに新規又は追加で契約者貸付をご利用いただいたご契約に対して、貸付日から2020年9月30日までの間、特別金利（年0.00%）の適用を行っております。</p> <p>【ご参考】新型コロナウイルス感染症」に関連したご案内等について https://www.dai-ichi-life.co.jp/information/pdf/index_038.pdf</p>
2	ストレスチェックの受診率について	<p>メンタルヘルス対策は、一次予防（未然防止）、二次予防（早期発見・対処）、三次予防（職場復帰・再発防止）の各段階において、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「社内組織によるケア」、「社外専門機関によるケア」を組み合わせた総合的な対応を実施しており、厚労省の指針を踏まえた適切な対応を行っております。「セルフケア」、「ラインによるケア」では、DVD 視聴やオンライン研修の実施により、全従業員へのケアの浸透・定着に努めています。</p> <p>ストレスチェックは、セルフケア研修とともに一次予防として位置付け 2016 年度より実施しており、毎年定期健康診断時に、法令では任意ではありますが、受診を勧奨しております。2019 年度におけるストレスチェック受診率は 80.3%です。新型コロナウイルスの感染拡大や、それに伴うつながり希薄化等、新たなストレスの発生原因が生じていることも踏まえ、今後もより多くの従業員が受診するように勧奨してまいります。</p>

(注) 2020年6月22日時点の情報をもとにしております。

以上